

葛飾元気野菜「取扱店」・「使用店」登録制度実施要領

(趣旨・目的)

第1条 この要領は、葛飾元気野菜「取扱店」・「使用店」登録制度を実施することにより、葛飾元気野菜を消費者へ広くPRし消費を拡大させるとともに葛飾農業を活性化させることを目的とする。

(概要)

第2条 葛飾産野菜を取扱う店舗を葛飾元気野菜「取扱店」として、葛飾産野菜を使用した料理または加工品等を販売する店舗を葛飾元気野菜「使用店」として、葛飾区(以下「区」という。)が登録し、その店舗の情報を、葛飾区が作成するホームページ等で区の内外へ広くPRし、葛飾産農産物の周知と消費拡大を図る。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 葛飾元気野菜

区内において作付け及び収穫をした野菜をいう。

(2) 葛飾元気野菜「取扱店」

直売所等から直接購入した葛飾元気野菜を一般消費者へ年間を通じ販売した実績があり、かつ将来にわたり積極的な購入及び販売をする意欲のある店舗をいう。

(3) 葛飾元気野菜「使用店」

葛飾元気野菜直売所(葛飾区柴又4-28-2)もしくは区内生産者(以下「直売所等」という。)から直接購入した葛飾元気野菜を使用した料理または加工品等を販売する店舗であり、年間を通じ葛飾元気野菜の定期的な購入実績があり、かつ将来にわたり積極的に使用する意欲のある店舗をいう。

(登録申請)

第4条 葛飾元気野菜「取扱店」または「使用店」として登録しようとする者は、葛飾元気野菜「取扱店」・「使用店」登録申請書(様式1)を葛飾区長(以下「区長」という。)に提出しなければならない。

(登録承認)

第5条 区長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、葛飾元気野菜「取扱店・使用店」登録承認書(様式2)を交付する。承認の可否については、必要に応じ、区内の農産物生産者団体や消費者団体から意見を聞くことができる。

また、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、登録を承認しない。

- (1) 葛飾元気野菜の過去の購入実績及び購入予定から、「取扱店」・「使用店」とは認められないとき。
- (2) 申請書記載内容について、区で作成するホームページへの掲載やマスコミ等への紹介について承諾をしないとき。
- (3) 葛飾元気野菜の信用または品位を害すると認められるとき。
- (4) その他承認することが不相当と区長が認めるとき。

(看板等の交付)

第6条 区長は、登録店に対し「取扱店」もしくは「使用店」のPR用看板やのぼり旗を交付する。ただし、在庫の状況によりデータのみの提供となる場合もあるが、登録店はそのデータを元に表示看板等を作成しPRすることができる。

(責務)

第7条 登録された店舗は次の責務を有する。

- (1) 葛飾元気野菜をおおむね年間を通じて販売または使用し、来店者へ積極的に提供すること。また、その情報を店内、メニュー等に表示するなどして、来店者への積極的な情報提供を行うこと。
- (2) 交付された看板やのぼり旗は、店頭または店内の見やすいところに掲示し、葛飾元気野菜の「取扱店」・「使用店」であることをPRすること。
- (3) 区長による申請書記載内容の公開（ホームページ等への掲載、マスコミ等への紹介等）を承諾し、区が実施する食育・地産地消のための施策に協力すること。

(申請内容の変更)

第8条 使用店は、以下の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに葛飾元気野菜「取扱店」・「使用店」(登録・変更)申請書(様式1)に必要事項を記入し、区長に提出する。

- (1) 店舗名称の変更
- (2) 店舗所在地及び電話番号の変更

(登録期間)

第9条 登録期間は、登録年度の次々年度末とし、以後3年毎に更新する。

(登録の更新)

第10条 区長は、「取扱店」・「使用店」の登録期間が満了した時は、「取扱店」・「使用店」の登録継続の意思と登録条件に反していないことを確認のうえ、登録を更新する。

(登録の辞退)

第 11 条 葛飾元気野菜の使用または取扱いをしなくなった場合や登録の継続更新を希望しない場合は、「取扱店」または「使用店」は葛飾元気野菜（取扱店・使用店）登録辞退届書（様式 3）を区長に提出する。

(登録の取消し)

第 12 条 区長は、使用承認を受けた者が次の各号に該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により承認を受けたとき。
- (2) この要領に定める事項に違反したとき。
- (3) その他区長が適当でないと認めたとき。

(損失補償等の責任)

第 13 条 区長は、葛飾区元気野菜「取扱店」・「使用店」の表示利用にあたり損失が発生したときの補償等については、一切の責任を負わない。

(委任)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、産業経済担当部長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 23 年 8 月 3 日から施行する。